

議案第九十八号

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和六年十一月二十一日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「並びに第十一条の三第一項及び第三項」を「、第十一条の三第一項及び第三項並びに第十条の三第一項」に改める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十八条の三 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子その他教育委員会規則で定める当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説明)

新たに子育て部分休暇を設けるため、この条例案を提出します。